

土庄町農業委員会会議録

平成30年3月20日

出席委員

濱岡 重夫	佐竹 義光	中川 修作	中黒 哲也
森田 嗣洋	石井 正樹	平林 紀芳	三村 康
森 和志	濱中 紀仁	末長 顕悟	藤田 忠義
中野 博喜			

欠席委員

佐伯 敏雄

事務局

事務局長 川本 公義 主任主事 三浦 博樹

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 会議室

(議 長)

ただいまから、3月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として2議案がございます。

議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます。

濱中委員、末長委員よろしく申し上げます。

続きまして、議案第1号「農地の所有権移転承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書1、2ページ、審査書を基に説明。

農地法第3条第2項各号の要件に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第1号第26番について、森委員からご説明をお願いします。

(森委員)

議案第1号第26番については、譲渡人と譲受人は親子関係にあり、現状で譲受人が主に耕作を行っており、生前贈与ということで特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

森委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第26番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第26番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書3～5ページ、審査書を基に説明。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議長)

説明が終わりましたので、議案第2号第31-42番について、三村委員からご説明をお願いします。

(三村委員)

議案第2号第31-42番については、利用権の更新案件です。貸主は島外におり、高齢で、農地の管理ができない状態にあります。借主は熱心に耕作を行っており、問題は無いかと思えます。

(議長)

三村委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第2号第31-42番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 2 号第 31-42 番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして、議案第 2 号第 32-43 番について、三村委員からご説明をお願いします。

(三村委員)

議案第 2 号第 32-43 番については、利用権の更新案件です。貸主は会社勤めをしており、農機具等も所有していないため農地の管理は難しく、借主が引き続き耕作を行うものであり、問題は無いかと思えます。

(議 長)

三村委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 2 号第 32-43 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 2 号第 32-43 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第 2 号第 33-44、33-45、34-46、34-47、34-48、34-49、34-50 番について、佐竹委員からご説明をお願いします。

(佐竹委員)

議案第 2 号第 33-44、33-45、34-46、34-47、34-48、34-49、34-50 番については、利用権の更新案件です。これらは、中山間事業に係る農地であり、所有者による耕作が難しい農地などを借り受け、地区の住民等で農地が荒れないよう耕作を行っているものです。現に耕作は行われており、問題は無いかと思えます。

(議 長)

佐竹委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 2 号第 33-44、33-45、34-46、34-47、34-48、34-49、34-50 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 2 号第 33-44、33-45、34-46、34-47、34-48、34-49、34-50 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第 2 号第 35-51、35-52、35-53 番について、中川委員からご説明お願いします。

(中川委員)

議案第 2 号第 35-51、35-52、35-53 番については、利用権の更新案件です。借主はオリーブ関連会社の社長であり、ご存知のようにオリーブを広く栽培しております。貸主の 3 名のうち 2 名は、利用権の更新前から相続により所有者が異なっております。それぞれ、

島外に在住しており、耕作は難しいものです。

(委員)

第 35-52 番について、利用目的が露地花きとなっているが、これはどういうことか

(事務局)

借主に確認したところ、花を育てているが、出荷用ではないので露地花きという表現をしたとのことで、そのまま記載してあります。

(議長)

中川委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 2 号第 35-51、35-52、35-53 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第 2 号第 35-51、35-52、35-53 番について、原案のとおりご承認いただきました。

本日の審議については以上ですが、事務局から協議・報告事項があります。

○ 来月の委員会について

開催日時 4月20日(金) 午後1時半～ 役場2階 会議室

農地利用最適化委員も参集させ、県の施策説明などを行う。

(議長)

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 14時05分

議事録署名人 議 長

議事録署名人 濱中 紀仁

議事録署名人 末長 顕悟